

都道府県知事
地方厚生（支）局長

} 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師
の施術に係る療養費の支給について

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等下記のとおり改め、本年７月１日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

１ はり、きゅう

（１）初検料

- ① １術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
２，０００円
- ② ２術（はり、きゅう併用）の場合
２，３２０円

（２）施術料

- ① １術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
１回につき １，６５０円
- ② ２術（はり、きゅう併用）の場合
１回につき １，８２０円

注１ はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電

気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

注2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 訪問施術料

訪問施術料1

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 3, 950円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 4, 120円

訪問施術料2

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 2, 800円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 2, 970円

訪問施術料3

（3人～9人の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 2, 110円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 2, 280円

訪問施術料4

（10人～19人の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 1, 800円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 1, 970円

訪問施術料5

（20人以上の場合）

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 1, 720円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 1, 890円

注1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

注2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。

注3 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(4) 往療料
1回につき 2, 300円

注 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(5) 施術報告書交付料 480円

(6) 明細書発行加算 10円

注 患者に対し一連の施術に係る料金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付した場合に、明細書発行加算として算定する。

注1 同一の患者に対する月16回以降の施術については、施術料、訪問施術料及び電療料について所定料金の100分の50に相当する額により算定する。

注2 訪問施術料4及び5を算定する施術所における訪問施術について、同一月に集中率（訪問施術料の算定回数のうち、同一の施設等において行われるものの割合をいう。）が100分の90以上である場合には、当該月の当該施設における訪問施術の料金（一連の施術において算定される全ての料金）について100分の80に相当する額により算定する。なお、訪問施術料を算定せずに施術料を算定している場合は、当該施術料の算定回数も集中率の計算に含めること。

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合
1局所1回につき 470円

2 局所 1 回につき	9 4 0 円
3 局所 1 回につき	1, 4 1 0 円
4 局所 1 回につき	1, 8 8 0 円
5 局所 1 回につき	2, 3 5 0 円

注 特別地域の患者で施術を行った場合は、特別地域加算として 1 回につき 2 5 0 円を加算する。なお、片道 1 6 キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(2) 訪問施術料

① 訪問施術料 1

1 局所 1 回につき	2, 7 7 0 円
2 局所 1 回につき	3, 2 4 0 円
3 局所 1 回につき	3, 7 1 0 円
4 局所 1 回につき	4, 1 8 0 円
5 局所 1 回につき	4, 6 5 0 円

② 訪問施術料 2

1 局所 1 回につき	1, 6 2 0 円
2 局所 1 回につき	2, 0 9 0 円
3 局所 1 回につき	2, 5 6 0 円
4 局所 1 回につき	3, 0 3 0 円
5 局所 1 回につき	3, 5 0 0 円

③ 訪問施術料 3

(3 人～9 人の場合)

1 局所 1 回につき	9 3 0 円
2 局所 1 回につき	1, 4 0 0 円
3 局所 1 回につき	1, 8 7 0 円
4 局所 1 回につき	2, 3 4 0 円
5 局所 1 回につき	2, 8 1 0 円

④ 訪問施術料 4

(10 人～19 人の場合)

1 局所 1 回につき	6 2 0 円
2 局所 1 回につき	1, 0 9 0 円
3 局所 1 回につき	1, 5 6 0 円
4 局所 1 回につき	2, 0 3 0 円
5 局所 1 回につき	2, 5 0 0 円

⑤ 訪問施術料 5

(20 人以上の場合)

1 局所 1 回につき	5 4 0 円
2 局所 1 回につき	1, 0 1 0 円
3 局所 1 回につき	1, 4 8 0 円
4 局所 1 回につき	1, 9 5 0 円
5 局所 1 回につき	2, 4 2 0 円

注 1 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として 1 回につき 2 5 0 円を加算する。

注 2 片道 1 6 キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 温電法を (1) 又は (2) と併施した場合

1 回につき 1 8 0 円加算

注 温電法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、3 0 0 円とする。

(4) 変形徒手矯正術を (1) 又は (2) と併施した場合

1 肢 1 回につき 4 7 0 円加算

注 変形徒手矯正術と温電法との併施は認められない。

(5) 往療料

1 回につき 2, 3 0 0 円

注 片道 1 6 キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(6) 施術報告書交付料 4 8 0 円

(7) 明細書発行加算 1 0 円

注 患者に対し一連の施術に係る料金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付した場合に、明細書発行加算として算定する。

注 1 同一の患者に対する月 1 6 回以降の施術については、マッサージ、訪問施術料、温電法（電気光線器具を使用した場合を含む。）及び変形徒手矯正術について所

定料金の100分の50に相当する額により算定する。

注2 訪問施術料4及び5を算定する施術所における訪問施術について、同一月に集中率（訪問施術料の算定回数のうち、同一の施設等において行われるものの割合をいう。）が100分の90以上である場合には、当該月の当該施設における訪問施術の料金（一連の施術において算定される全ての料金）について100分の80に相当する額により算定する。なお、出張専門の施術者が訪問施術料を算定せずに施術料を算定している場合は、当該施術料の算定回数も集中率の計算に含めること。

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
1 はり、きゅう (1) 初検料 ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 <u>2, 0 0 0 円</u> ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 <u>2, 3 2 0 円</u> (2) 施術料 ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき <u>1, 6 5 0 円</u> ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき <u>1, 8 2 0 円</u> 注1～注2 (略) (3) 訪問施術料 訪問施術料1 ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき <u>3, 9 5 0 円</u> ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき <u>4, 1 2 0 円</u> 訪問施術料2 ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき <u>2, 8 0 0 円</u>	1 はり、きゅう (1) 初検料 ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 <u>1, 9 5 0 円</u> ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 <u>2, 2 3 0 円</u> (2) 施術料 ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき <u>1, 6 1 0 円</u> ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき <u>1, 7 7 0 円</u> 注1～注2 (略) (3) 訪問施術料 訪問施術料1 ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき <u>3, 9 1 0 円</u> ② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき <u>4, 0 7 0 円</u> 訪問施術料2 ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき <u>2, 7 6 0 円</u>

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 2, 970円

訪問施術料3

（3人～9人の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 2, 110円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 2, 280円

（削る）

訪問施術料4

（10人～19人の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 1, 800円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 1, 970円

訪問施術料5

（20人以上の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 1, 720円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 1, 890円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 2, 920円

訪問施術料3

（3人～9人の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 2, 070円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 2, 230円

（10人以上の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 1, 760円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 1, 920円

（新設）

（新設）

注 1～注 3 （略） (4)・(5) （略） (6) 明細書発行加算 10円 <u>注 患者に対し一連の施術に係る料金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書が無償で交付した場合に、明細書発行加算として算定する。</u> <u>注 1 同一の患者に対する月 16 回以降の施術については、施術料、訪問施術料及び電療料について所定料金の 100 分の 50 に相当する額により算定する。</u> <u>注 2 訪問施術料 4 及び 5 を算定する施術所における訪問施術について、同一月に集中率（訪問施術料の算定回数のうち、同一の施設等において行われるものの割合をいう。）が 100 分の 90 以上である場合には、当該月の当該施設における訪問施術の料金（一連の施術において算定される全ての料金）について 100 分の 80 に相当する額により算定する。なお、訪問施術料を算定せずに施術料を算定している場合は、当該施術料の算定回数も集中率の計算に含めること。</u> 2 あん摩・マッサージ (1) マッサージを行った場合 <table> <tr> <td>1 局所 1 回につき</td> <td>470円</td> </tr> <tr> <td>2 局所 1 回につき</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>3 局所 1 回につき</td> <td>1,410円</td> </tr> <tr> <td>4 局所 1 回につき</td> <td>1,880円</td> </tr> <tr> <td>5 局所 1 回につき</td> <td>2,350円</td> </tr> </table> 注 （略）	1 局所 1 回につき	470円	2 局所 1 回につき	940円	3 局所 1 回につき	1,410円	4 局所 1 回につき	1,880円	5 局所 1 回につき	2,350円	注 1～注 3 （略） (4)・(5) （略） (新設) (新設) (新設) 2 あん摩・マッサージ (1) マッサージを行った場合 <table> <tr> <td>1 局所 1 回につき</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>2 局所 1 回につき</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>3 局所 1 回につき</td> <td>1,350円</td> </tr> <tr> <td>4 局所 1 回につき</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>5 局所 1 回につき</td> <td>2,250円</td> </tr> </table> 注 （略）	1 局所 1 回につき	450円	2 局所 1 回につき	900円	3 局所 1 回につき	1,350円	4 局所 1 回につき	1,800円	5 局所 1 回につき	2,250円
1 局所 1 回につき	470円																				
2 局所 1 回につき	940円																				
3 局所 1 回につき	1,410円																				
4 局所 1 回につき	1,880円																				
5 局所 1 回につき	2,350円																				
1 局所 1 回につき	450円																				
2 局所 1 回につき	900円																				
3 局所 1 回につき	1,350円																				
4 局所 1 回につき	1,800円																				
5 局所 1 回につき	2,250円																				

(2) 訪問施術料

① 訪問施術料 1

1 局所 1 回につき	<u>2, 7 7 0 円</u>
2 局所 1 回につき	<u>3, 2 4 0 円</u>
3 局所 1 回につき	<u>3, 7 1 0 円</u>
4 局所 1 回につき	<u>4, 1 8 0 円</u>
5 局所 1 回につき	<u>4, 6 5 0 円</u>

② 訪問施術料 2

1 局所 1 回につき	<u>1, 6 2 0 円</u>
2 局所 1 回につき	<u>2, 0 9 0 円</u>
3 局所 1 回につき	<u>2, 5 6 0 円</u>
4 局所 1 回につき	<u>3, 0 3 0 円</u>
5 局所 1 回につき	<u>3, 5 0 0 円</u>

③ 訪問施術料 3

(3 人～9 人の場合)

1 局所 1 回につき	<u>9 3 0 円</u>
2 局所 1 回につき	<u>1, 4 0 0 円</u>
3 局所 1 回につき	<u>1, 8 7 0 円</u>
4 局所 1 回につき	<u>2, 3 4 0 円</u>
5 局所 1 回につき	<u>2, 8 1 0 円</u>

(削る)

④ 訪問施術料 4

(10 人～19 人の場合)

1 局所 1 回につき	<u>6 2 0 円</u>
-------------	----------------

(2) 訪問施術料

① 訪問施術料 1

1 局所 1 回につき	<u>2, 7 5 0 円</u>
2 局所 1 回につき	<u>3, 2 0 0 円</u>
3 局所 1 回につき	<u>3, 6 5 0 円</u>
4 局所 1 回につき	<u>4, 1 0 0 円</u>
5 局所 1 回につき	<u>4, 5 5 0 円</u>

② 訪問施術料 2

1 局所 1 回につき	<u>1, 6 0 0 円</u>
2 局所 1 回につき	<u>2, 0 5 0 円</u>
3 局所 1 回につき	<u>2, 5 0 0 円</u>
4 局所 1 回につき	<u>2, 9 5 0 円</u>
5 局所 1 回につき	<u>3, 4 0 0 円</u>

③ 訪問施術料 3

(3 人～9 人の場合)

1 局所 1 回につき	<u>9 1 0 円</u>
2 局所 1 回につき	<u>1, 3 6 0 円</u>
3 局所 1 回につき	<u>1, 8 1 0 円</u>
4 局所 1 回につき	<u>2, 2 6 0 円</u>
5 局所 1 回につき	<u>2, 7 1 0 円</u>

(10 人以上の場合)

1 局所 1 回につき	<u>6 0 0 円</u>
2 局所 1 回につき	<u>1, 0 5 0 円</u>
3 局所 1 回につき	<u>1, 5 0 0 円</u>
4 局所 1 回につき	<u>1, 9 5 0 円</u>
5 局所 1 回につき	<u>2, 4 0 0 円</u>

(新設)

<u>2局所1回につき</u> <u>1, 0 9 0円</u> <u>3局所1回につき</u> <u>1, 5 6 0円</u> <u>4局所1回につき</u> <u>2, 0 3 0円</u> <u>5局所1回につき</u> <u>2, 5 0 0円</u>	
<u>⑤ 訪問施術料5</u> <u>(20人以上の場合)</u> <u>1局所1回につき</u> <u>5 4 0円</u> <u>2局所1回につき</u> <u>1, 0 1 0円</u> <u>3局所1回につき</u> <u>1, 4 8 0円</u> <u>4局所1回につき</u> <u>1, 9 5 0円</u> <u>5局所1回につき</u> <u>2, 4 2 0円</u>	(新設)
注1・注2 (略)	注1・注2 (略)
(3)～(6) (略)	(3)～(6) (略)
<u>(7) 明細書発行加算</u> <u>1 0 円</u>	(新設)
<u>注 患者に対し一連の施術に係る料金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書が無償で交付した場合に、明細書発行加算として算定する。</u>	
<u>注1 同一の患者に対する月16回以降の施術については、マッサージ、訪問施術料、温電法（電気光線器具を使用した場合を含む。）及び変形徒手矯正術について所定料金の100分の50に相当する額により算定する。</u>	(新設)
<u>注2 訪問施術料4及び5を算定する施術所における訪問施術について、同一月に集中率（訪問施術料の算定回数のうち、同一の施設等において行われるものの割合をいう。）が100分の90以上である場合には、当該月の当該施設における訪問施術の料金（一連の施術において算定される全ての料金）について100分の80に相当する額により算定する。なお、出張専門の施術者が訪問施術料を算定せずに施術料を算定している場合は、当該施術料の算定回数も集中率の計算に含めること。</u>	(新設)